

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本県熊本市東区長嶺東六丁目3番1号
 氏名 株式会社ダストクリーン 代表取締役 村田 智
 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野俊嗣



許可の年月日

令和4年8月30日

許可の有効年月日

令和9年8月29日

1. 事業の範囲

積替え・保管の有無

なし

特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの、※5に掲げるもの、※6に掲げるもの若しくは※7に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの、※5に掲げるもの、※6に掲げるもの若しくは※7に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃ポリ塩化ビフェニル等 (低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物 (低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。ただし、汚泥、紙くず、木くず及び繊維くずについては、塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のものに限る。)

鉛さい (※1に掲げるもの又は※5に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ばいじん (※1に掲げるもの、※5に掲げるもの又は※7に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (※1に掲げるもの又は※7に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの、※5に掲げるもの、※6に掲げるもの又は※7に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上10種類 以下余白

※1 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物

※2 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、

シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン

※3 チウラム、シマジン、チオペンカルブ

※4 有機燐化合物、シアノ化合物

※5 水銀又はその化合物

※6 1,4-ジオキサン

※7 ダイオキシン類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

なし

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え保管の許可 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
令和4年8月30日 第4558211013号	新規許可 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 熊本県熊本市東区長嶺東六丁目3番1号 電話番号: 096-380-8900
 [事業場] 熊本県熊本市東区長嶺東六丁目3番1号 電話番号: 096-380-8900

2 特記事項

- ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。
- ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム (<http://sanpai.pr.ef.miyazaki.lg.jp/>) で情報提供を行っている。